

24川健障計第631号  
24川市こ福第442号  
平成24年 7月 3日

指定障害福祉サービス事業者  
指定障害者支援施設  
指定障害児通所支援事業者

} 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部長  
川崎市市民・こども局こども本部こども支援部長

障害福祉サービス等の支給決定プロセスの見直し並びに計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援の創設について（通知）

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただきありがとうございます。

さて、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、平成24年4月から、障害福祉サービス、地域相談支援及び障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の利用にあたっては、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成することとなりました。併せて相談支援体系も見直され、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援の3類型となりました。

つきましては、このたび発行した「支給決定・相談支援関係業務の手引き（Version 1）」を参考までに送付いたします。

なお、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定障害児通所支援事業者は、市町村、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者が行う連絡調整に協力しなければならないこととされております。計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援の実施にあたっては、サービス担当者会議やモニタリング等、様々な連絡調整が必要になってまいりますので、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

○計画相談支援・地域相談支援に関すること  
（障害計画課自立支援係 角野担当）  
電話 200-3796（内線 33613）  
FAX 200-3932（内線 33799）  
E-mail 35syokei@city.kawasaki.jp

○障害児相談支援に関すること

(こども福祉課障害児福祉係 佐藤担当)

電話 200-3233 (内線 43431)

FAX 200-3638 (内線 43499)

E-mail [25kodohu@city.kawasaki.jp](mailto:25kodohu@city.kawasaki.jp)